

野田市告示第 106 号

公印を改刻したので、野田市公印規則（昭和46年野田市規則第10号）第6条第1項の規定により次のとおり公表します。

令和 8 年 4 月 14 日

野田市長 鈴木



1 印影

野田市分任出納員之印

改刻前の印影（令和 8 年 4 月 14 日に廃止する印影）



改刻後の印影（令和 8 年 4 月 14 日から使用する印影）



2 使用開始年月日

令和 8 年 4 月 14 日

3 事由

摩耗したことによる改刻のため